

●香川県公安委員会告示第5号

香川県迷惑行為追放センターに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

香川県公安委員会委員長 田岡敬造

香川県迷惑行為追放センターに関する規程の一部を改正する規程

香川県迷惑行為追放センターに関する規程（平成12年香川県公安委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(センターの指定) 第2条 香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、 <u>一般社団法人又は一般財団法人</u> であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを、その申出により、センターとして指定することができる。 (1)～(3) 略	(センターの指定) 第2条 香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、 <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人</u> であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを、その申出により、センターとして指定することができる。 (1)～(3) 略

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。